

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年1月20日
【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】 法務部 山崎 誠吾
【電話番号】 03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）】 ガリレオ
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】
【届出の対象とした募集（売出）】 5,000億円を上限とします。
【内国投資信託受益証券の金額】
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ガリレオ（以下「本ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円^{*}を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額です（1万口当たり）。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

2.16%（税抜2%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社により上記申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1 万円以上 1 円単位

(注) 販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2015年 1月21日から2016年 1月20日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として、ガリレオ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券および通貨への投資を通じて、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	M M F M R F E T F	インデックス型 特殊型

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり(部分ヘッジ)	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	なし	T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ		()	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				()
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	()	中近東				
		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券 (債券))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産（投資信託証券（債券））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（部分ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

本書において、本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「ガリレオ」ということがあります。なお、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人的名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを用いて、主として日本を含む世界の先進国の国債および通貨を中心に分散投資します。
2. 基本資産配分は、債券80%、円短期金融商品20%とします。
3. 外貨建資産については100%円ヘッジを基本とすることで、為替相場変動の影響を低減します。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

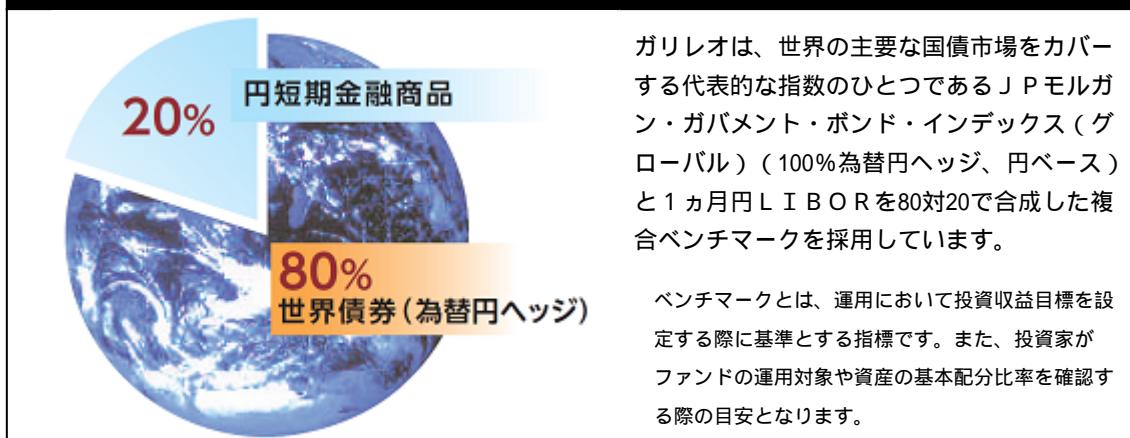
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「G S A M ニューヨーク」といいます。）に委託します。G S A M ニューヨークは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

< ファンドの投資対象 >

日本を含む先進国を中心とした世界の国債および通貨を主な投資対象とします。

ガリレオのベンチマーク



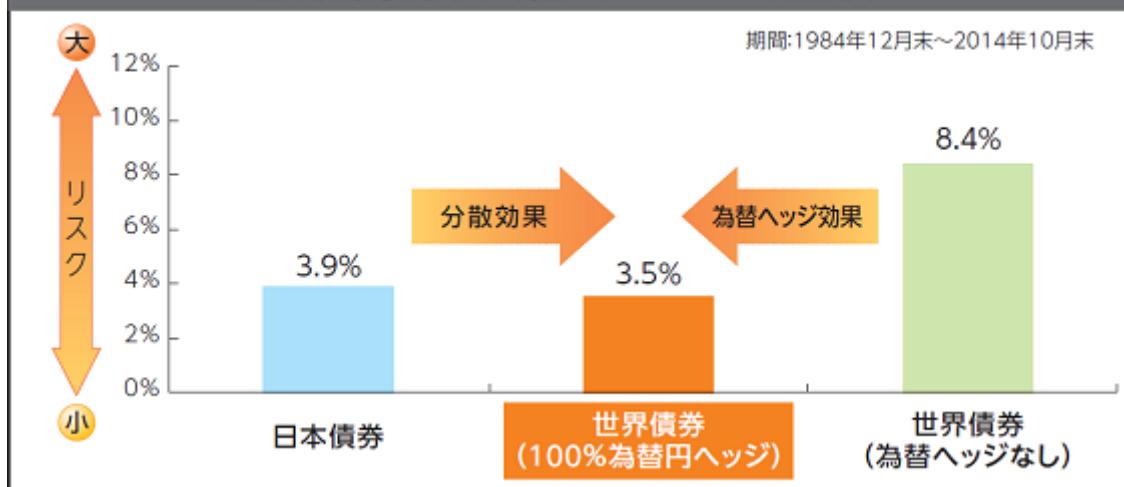
< 安定した収益の獲得を追求 >

世界の債券に分散投資を行い、また、原則として対円で100%為替ヘッジをすることでより安定したリターンを追求します。

海外への投資において、為替変動は大きなリスク要因となります。円安になれば、為替差益が得られますが、逆に、円高になれば、為替差損が生じてしまいます。ただし、「為替ヘッジ」という方法を用いれば、コストはかかりますが、為替変動の影響を低減することができます。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。また、本ファンドでは通貨配分戦略による運用を行いますので、一定の為替リスクを伴います。

世界債券分散投資と為替ヘッジのリスク*低減効果



* リスク : 月次收益率の標準偏差 (年率換算)。この数値は、リターンのばらつきを示すものであり、数値が小さいほどばらつきが少なく、リターンが安定していることを意味します。

	日本債券への 投資	世界債券への 分散投資 (為替ヘッジあり)	世界債券への 分散投資 (為替ヘッジなし)
+	為替リスク なし	分散投資効果あり 為替リスクなし	分散投資効果 あり
-	一国集中 リスク	為替差益が とれない	為替リスク あり
ポイント	一国の経済動向などの 市場要因によって パフォーマンスが 大きく左右されてしまう。	世界の債券に 分散投資 + 100%為替 円ヘッジ ↓ 長期的に安定した リターンを追求	為替変動によって パフォーマンスが 大きく左右されてしまう。

上記は例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合にあてはまるとは限りません。上記のデータは、日本債券はJPモルガン日本債券インデックス、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を使用しています。上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

< ファンドの運用 >

本ファンドの運用は、G S A M ニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当し、計量モデルを用いたアクティブ運用を行うことで付加価値を追求します。

本ファンドでは、ベンチマークにおける配分比率から実際の配分比率を意図的にかい離（より魅力的と判断する国や資産にはより多く配分、魅力的ではないと判断する国や資産にはより少なく配分）させることにより超過収益を目指します。

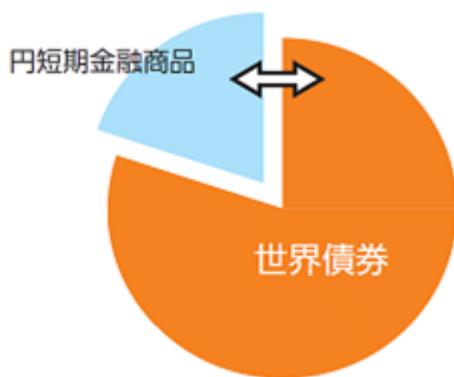
本ファンドの運用戦略は、以下の 3 つの組み合わせからなります。

投資対象を分散するだけではなく、投資手法も分散することで、単一の運用戦略のみで運用する場合に比べて、長期的に安定した付加価値の獲得を目指します。

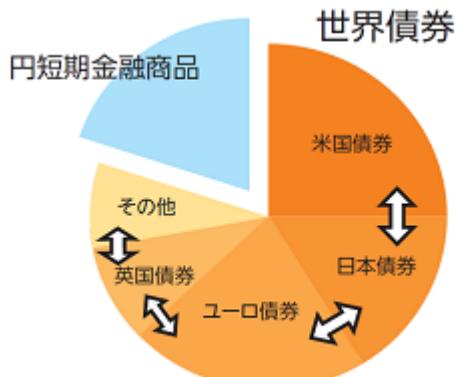
ガリレオの 3 つの運用戦略

世界債券と円短期金融商品間の
「資産間配分戦略」

債券がより魅力的な資産であると評価し強気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を上昇させます。一方で、債券について弱気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を低下させます。

各国債券市場間における
「債券国別配分戦略」

より魅力的と判断し強気の見通しをもつ国の債券への配分を上昇させるとともに、相対的に弱気の見通しをもつ国の債券への配分を低く抑える運用を行い、付加価値を追求します。

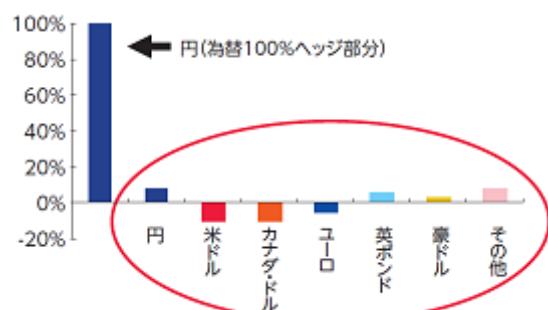
100%為替円ヘッジを基本としながら、
各通貨間における「通貨配分戦略」

対円で100%為替ヘッジを基本としながら、各國通貨の運用からも収益を上げる運用を目指します。具体的には、円に対するヘッジ比率を高位に維持しながら、より魅力的と判断し強気の見通しをもつ通貨を買い持ちするとともに、相対的に弱気の見通しをもつ通貨を売り持ちする運用を複数の通貨にわたって行い、付加価値を追求します。

各國債市場を投資対象とした運用を主に行い、配分比率の変更は、原則的に月に1回程度の頻度で行います。

投資先債券市場選択と通貨選択とは独立して行われます（例：カナダ債券買い + カナダ・ドル売り）。運用の手段として、債券先物取引等も活用します（いわゆるレバレッジを目的とした先物使用は原則として行いません。）。

上記は例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を示唆または保証するものではありません。実際の運用においてはこれらの比率は変化します。市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。



(2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1997年5月1日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することができるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとあります。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することができます。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

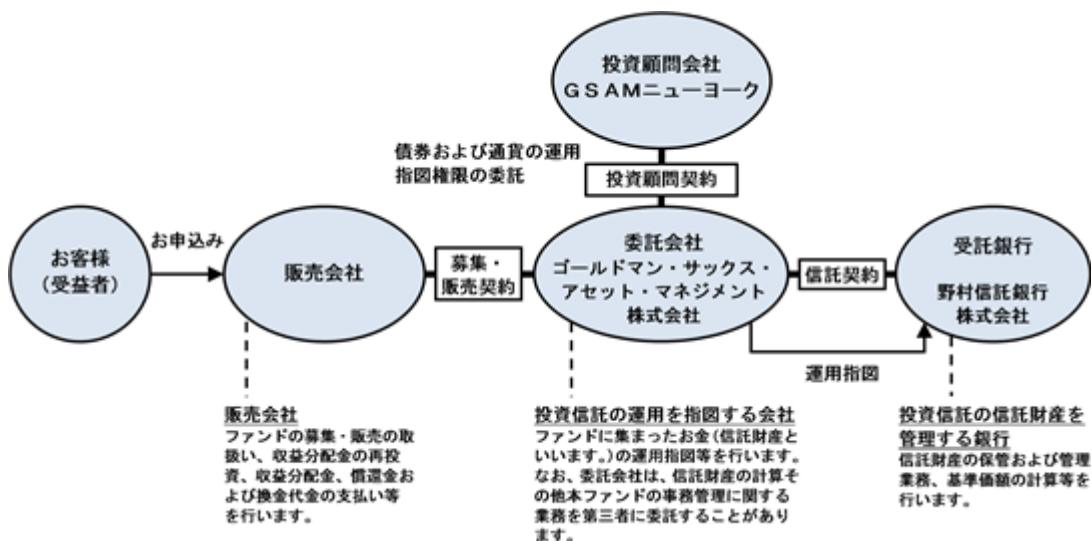
本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（野村信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界的主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2014年6月末現在、グループ全体で9,923億米ドル（約100.6兆円^{*}）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2014年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=101.36円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b . 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c . 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	64	1

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b . 本ファンドの運用方針

本ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

原則として、マザーファンドの受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c . マザーファンドの運用方針

マザーファンドは日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします（債券先物取引^{*1}、円短期金融商品等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることができます。）。

計量モデルを組み合わせて、世界債券・通貨の分散投資を行います。

(a) 資産間配分、債券国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル^{*2}を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。

(b) 運用期間中を通じて、市場配分・通貨配分の見直しを行います^{*3}。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

* 1 本書では、「債券」という場合、原則として債券先物取引等を含むものとします。

* 2 ポートフォリオは、主に単独絶対リターン・モデル（各国の資産についてのリターン予測）、市場間リターン・スプレッド・モデル（各国間の資産における相対的なリターンの差を予測）、ブラック・リターマン・モデル（均衡リターン評価モデル）による最適化を目指します。単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スpread・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組み合わせにより、モデルを1つだけ用いたときには難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。

* 3 運用にあたっては、世界各国の債券市場の先物取引および為替予約等も活用します。

なお、ガリレオでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（G S A Mニューヨーク）	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	債券および 通貨の運用	別に定める取り決めに基づき当事者 間で支払われるものとし、信託財産 からの直接的な支払いは行いません。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ . 有価証券

ロ . デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）

ハ . 金銭債権

ニ . 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2 . 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A Mニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品

取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書および8.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および8.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9.の証券および10.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第18条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすること。
4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所における通貨に

かかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具备するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

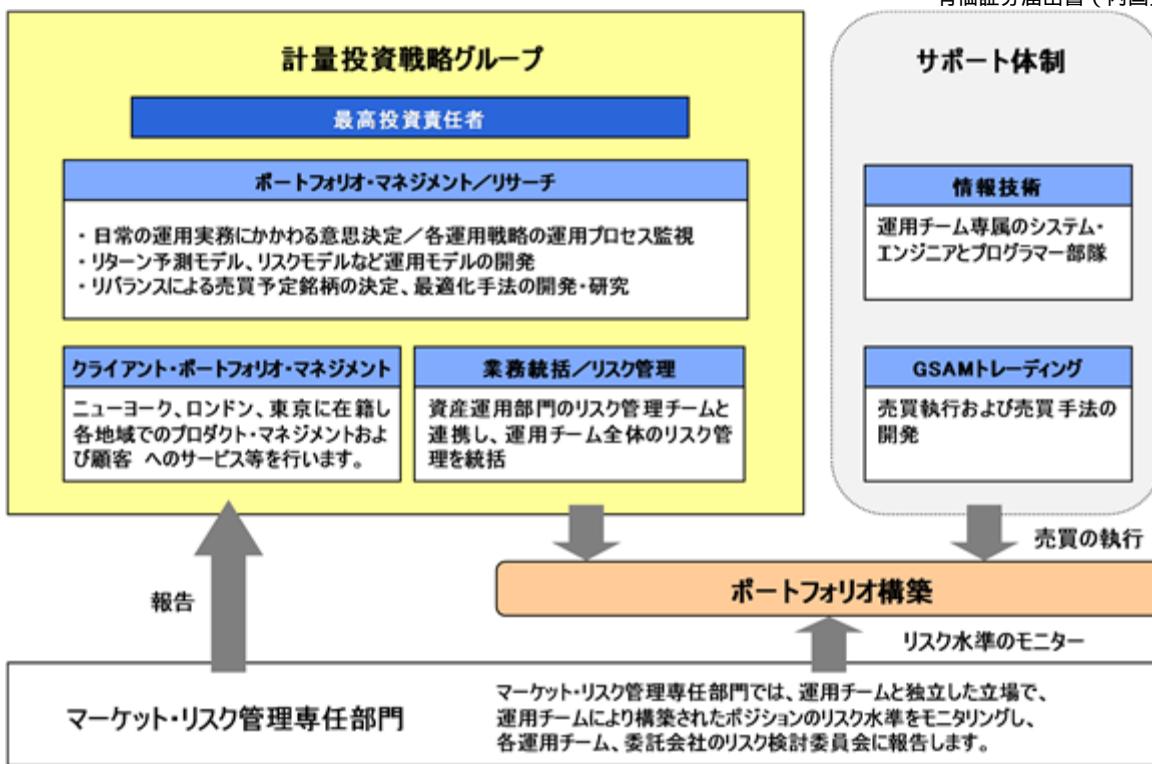
本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

*「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

（3）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、G S A M ニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験と学識経験の融合といったことが挙げられます。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの收益率とファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年4月20日および10月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口 = 1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

販売会社によっては、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（5）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
2. 外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。
3. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第23条）

信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、当該売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れ（信託約款第24条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を清算するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第25条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第26条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

9. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第29条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第31条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約

の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

12. 資金の借入れ（信託約款第39条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- () 一部解約金の支払資金の手当のために行つた有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の範囲内。
- () 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- () 借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

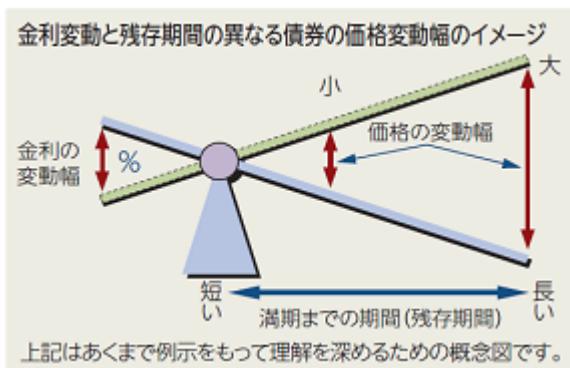
本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1. 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。



2. 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げなど）も債券価格の下落要因となります。

3. 為替リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクやの信用リスクが伴います。

5. デリバティブ取引のリスク

本ファンドは、債券や金利関連のデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的に限らず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが損失を被るリスクが伴います。

6. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ、円ベース）と1カ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 為替ヘッジに関わる留意点

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、ベンチマークからかい離した通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

(e) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(f) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(g) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(h) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(i) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(j) 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(k) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

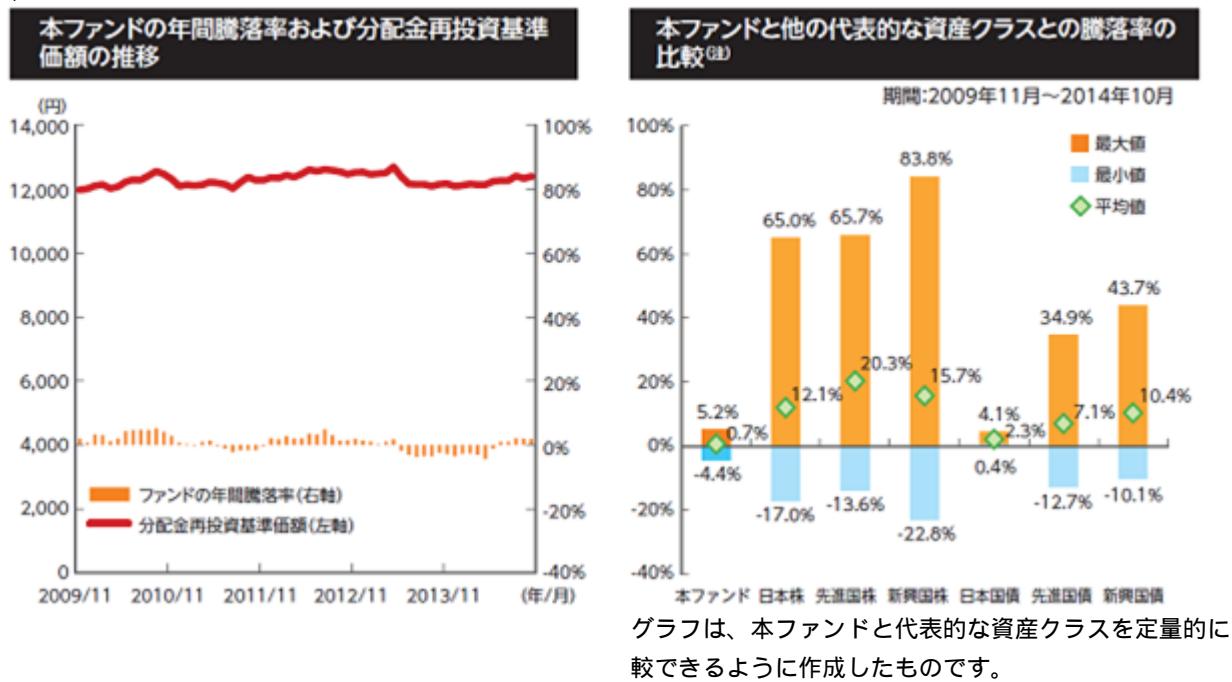
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1）リスク管理とは、ベンチマークの收益率とファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報



(注)

全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、本ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。

各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数(TOPIX)（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指標を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

(a) 2.16% (税抜 2 %) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくな、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品の投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(c) 償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社により上記申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.62% (税抜1.5%) を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先および 役務の内容 販売会社の取扱い に係る純資産総額	委託会社 (ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等)	販売会社 (購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務等)	受託銀行 (ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行等)
300億円未満の部分	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.108% (税抜0.10%)
300億円以上 2,500億円未満の部分	年率0.648% (税抜0.60%)	年率0.864% (税抜0.80%)	年率0.108% (税抜0.10%)
2,500億円以上の部分	年率0.594% (税抜0.55%)	年率0.918% (税抜0.85%)	年率0.108% (税抜0.10%)

なお、委託会社の報酬には、G S A M ニューヨークの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（5）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合は、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され
法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2014年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,084,651,191	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,487,295	0.05
合計(純資産総額)		9,080,163,896	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

(2014年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	4,621,924,225	39.42
	ドイツ	3,578,537,209	30.52
	イギリス	1,105,845,820	9.43
小計		9,306,307,254	79.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,418,835,714	20.63
合計(純資産総額)		11,725,142,968	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年10月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	6,651,523,789	1.3640	9,072,678,449	1.3658	9,084,651,191	100.05

種類別及び業種別投資比率

(2014年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

(2014年10月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.5%	7,262,000	22,628.96	1,643,315,453	22,637.36	1,643,925,783	6.5	2027/7/4	14.02
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.625%	9,869,000	16,428.99	1,621,377,093	16,273.61	1,606,043,525	7.625	2025/2/15	13.70
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.75%	10,055,000	15,279.28	1,536,331,664	15,153.86	1,523,721,356	8.75	2020/8/15	13.00
4	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6%	8,473,000	15,168.47	1,285,224,653	15,136.09	1,282,480,923	6	2016/6/20	10.94
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.75%	9,404,000	13,201.60	1,241,478,655	13,144.19	1,236,080,419	8.75	2017/5/15	10.54
6	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	3,166,000	20,613.36	652,619,131	20,597.93	652,130,503	6.25	2024/1/4	5.56
7	イギリス	国債証券	UK TREASURY 8.75%	2,700,000	21,331.30	575,945,330	21,311.01	575,397,395	8.75	2017/8/25	4.91
8	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,328,000	22,961.75	534,549,552	22,785.58	530,448,425	4.5	2042/12/7	4.52
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8%	1,676,000	15,418.69	258,417,246	15,279.17	256,078,925	8	2021/11/15	2.18

種類別及び業種別投資比率

(2014年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	79.37
合計	79.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2014年10月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

(2014年10月31日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2014年10月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

有価証券先物取引等

(2014年10月31日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	買建	18	日本円	2,632,500,000	2,632,500,000	2,637,540,000	2,637,540,000	22.49
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1412	売建	37	米ドル	4,722,703.31	516,380,379	4,685,125	512,271,567	4.37
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 1412	買建	9	カナダドル	1,242,090	121,265,246	1,233,090	120,386,576	1.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1412	買建	52	ユーロ	6,711,120	924,792,336	6,724,640	926,655,392	7.90
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1412	売建	94	ユーロ	14,160,160	1,951,270,048	14,182,720	1,954,378,816	16.67
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 1412	買建	32	ユーロ	4,594,240	633,086,272	4,621,440	636,834,432	5.43
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1412	買建	7	オーストラリアドル	863,566.62	83,308,272	856,192.05	82,596,846	0.70
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1412	売建	23	英ポンド	2,657,420	464,889,054	2,652,590	464,044,094	3.96

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2014年10月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第16計算期間末 (2005年4月20日)	43,173	43,357	1.0590	1.0635
第17計算期間末 (2005年10月20日)	39,025	39,190	1.0601	1.0646
第18計算期間末 (2006年4月20日)	34,519	34,669	1.0364	1.0409
第19計算期間末 (2006年10月20日)	29,417	29,547	1.0149	1.0194
第20計算期間末 (2007年4月20日)	25,472	25,587	0.9940	0.9985
第21計算期間末 (2007年10月22日)	22,642	22,749	0.9580	0.9625
第22計算期間末 (2008年4月21日)	21,217	21,318	0.9447	0.9492
第23計算期間末 (2008年10月20日)	19,050	19,142	0.9271	0.9316
第24計算期間末 (2009年4月20日)	18,650	18,728	0.9556	0.9596
第25計算期間末 (2009年10月20日)	17,648	17,721	0.9646	0.9686
第26計算期間末 (2010年4月20日)	16,120	16,187	0.9639	0.9679
第27計算期間末 (2010年10月20日)	14,916	14,976	0.9930	0.9970
第28計算期間末 (2011年4月20日)	13,738	13,795	0.9634	0.9674
第29計算期間末 (2011年10月20日)	13,212	13,266	0.9743	0.9783
第30計算期間末 (2012年4月20日)	12,095	12,144	0.9792	0.9832
第31計算期間末 (2012年10月22日)	11,346	11,393	0.9713	0.9753
第32計算期間末 (2013年4月22日)	10,996	11,041	0.9846	0.9886
第33計算期間末 (2013年10月21日)	9,981	10,024	0.9391	0.9431
第34計算期間末 (2014年4月21日)	9,271	9,310	0.9386	0.9426
第35計算期間末 (2014年10月20日)	9,073	9,111	0.9531	0.9571
2013年10月末日	10,041	-	0.9432	-
11月末日	9,965	-	0.9440	-
12月末日	9,760	-	0.9381	-
2014年1月末日	9,688	-	0.9403	-
2月末日	9,670	-	0.9435	-
3月末日	9,336	-	0.9416	-
4月末日	9,278	-	0.9380	-
5月末日	9,310	-	0.9460	-
6月末日	9,252	-	0.9477	-
7月末日	9,190	-	0.9476	-
8月末日	9,242	-	0.9588	-
9月末日	9,089	-	0.9528	-
10月末日	9,080	-	0.9537	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第16計算期間	2004年10月21日～2005年4月20日	0.0045
第17計算期間	2005年4月21日～2005年10月20日	0.0045
第18計算期間	2005年10月21日～2006年4月20日	0.0045
第19計算期間	2006年4月21日～2006年10月20日	0.0045
第20計算期間	2006年10月21日～2007年4月20日	0.0045
第21計算期間	2007年4月21日～2007年10月22日	0.0045
第22計算期間	2007年10月23日～2008年4月21日	0.0045
第23計算期間	2008年4月22日～2008年10月20日	0.0045
第24計算期間	2008年10月21日～2009年4月20日	0.0040
第25計算期間	2009年4月21日～2009年10月20日	0.0040
第26計算期間	2009年10月21日～2010年4月20日	0.0040
第27計算期間	2010年4月21日～2010年10月20日	0.0040
第28計算期間	2010年10月21日～2011年4月20日	0.0040
第29計算期間	2011年4月21日～2011年10月20日	0.0040
第30計算期間	2011年10月21日～2012年4月20日	0.0040
第31計算期間	2012年4月21日～2012年10月22日	0.0040
第32計算期間	2012年10月23日～2013年4月22日	0.0040
第33計算期間	2013年4月23日～2013年10月21日	0.0040
第34計算期間	2013年10月22日～2014年4月21日	0.0040
第35計算期間	2014年4月22日～2014年10月20日	0.0040

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第16計算期間	2004年10月21日～2005年4月20日	1.2
第17計算期間	2005年4月21日～2005年10月20日	0.5
第18計算期間	2005年10月21日～2006年4月20日	1.8
第19計算期間	2006年4月21日～2006年10月20日	1.6
第20計算期間	2006年10月21日～2007年4月20日	1.6
第21計算期間	2007年4月21日～2007年10月22日	3.2
第22計算期間	2007年10月23日～2008年4月21日	0.9
第23計算期間	2008年4月22日～2008年10月20日	1.4
第24計算期間	2008年10月21日～2009年4月20日	3.5
第25計算期間	2009年4月21日～2009年10月20日	1.4
第26計算期間	2009年10月21日～2010年4月20日	0.3
第27計算期間	2010年4月21日～2010年10月20日	3.4
第28計算期間	2010年10月21日～2011年4月20日	2.6
第29計算期間	2011年4月21日～2011年10月20日	1.5
第30計算期間	2011年10月21日～2012年4月20日	0.9
第31計算期間	2012年4月21日～2012年10月22日	0.4
第32計算期間	2012年10月23日～2013年4月22日	1.8
第33計算期間	2013年4月23日～2013年10月21日	4.2
第34計算期間	2013年10月22日～2014年4月21日	0.4
第35計算期間	2014年4月22日～2014年10月20日	2.0

（4）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第16計算期間	2004年10月21日～2005年4月20日	368,721,152	3,667,516,686	40,766,762,231
第17計算期間	2005年4月21日～2005年10月20日	258,783,866	4,211,178,487	36,814,367,610
第18計算期間	2005年10月21日～2006年4月20日	259,356,958	3,765,925,550	33,307,799,018
第19計算期間	2006年4月21日～2006年10月20日	194,540,122	4,518,222,221	28,984,116,919
第20計算期間	2006年10月21日～2007年4月20日	209,203,685	3,567,657,759	25,625,662,845
第21計算期間	2007年4月21日～2007年10月22日	145,606,244	2,135,281,652	23,635,987,437
第22計算期間	2007年10月23日～2008年4月21日	126,864,499	1,304,291,625	22,458,560,311
第23計算期間	2008年4月22日～2008年10月20日	118,663,738	2,029,935,205	20,547,288,844
第24計算期間	2008年10月21日～2009年4月20日	110,687,962	1,140,511,025	19,517,465,781
第25計算期間	2009年4月21日～2009年10月20日	85,737,465	1,307,841,671	18,295,361,575
第26計算期間	2009年10月21日～2010年4月20日	76,755,336	1,647,373,511	16,724,743,400
第27計算期間	2010年4月21日～2010年10月20日	72,456,645	1,775,706,682	15,021,493,363
第28計算期間	2010年10月21日～2011年4月20日	61,279,640	822,703,904	14,260,069,099
第29計算期間	2011年4月21日～2011年10月20日	71,704,082	771,585,359	13,560,187,822
第30計算期間	2011年10月21日～2012年4月20日	52,832,454	1,260,375,675	12,352,644,601
第31計算期間	2012年4月21日～2012年10月22日	47,526,920	718,844,732	11,681,326,789
第32計算期間	2012年10月23日～2013年4月22日	48,089,524	560,483,832	11,168,932,481
第33計算期間	2013年4月23日～2013年10月21日	51,698,157	590,973,117	10,629,657,521
第34計算期間	2013年10月22日～2014年4月21日	49,749,697	801,813,805	9,877,593,413
第35計算期間	2014年4月22日～2014年10月20日	46,338,667	404,076,763	9,519,855,317

(参考)運用実績

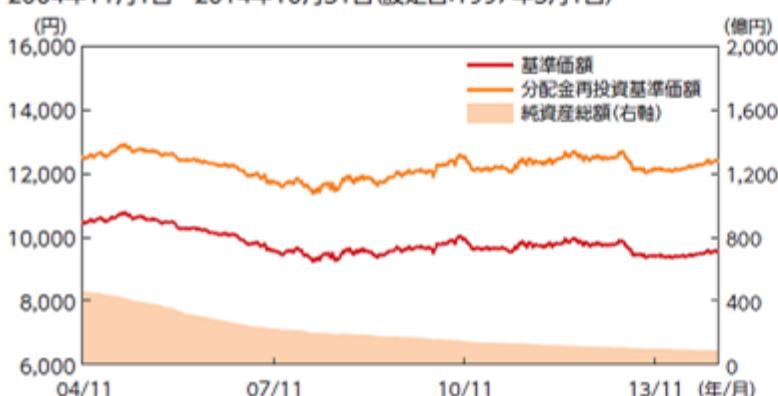
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2014年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

2004年11月1日～2014年10月31日(設定日:1997年5月1日)



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

基準価額・純資産総額

基準価額	9,537円
純資産総額	90.8億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファン
1ヶ月	0.51%
3ヶ月	1.07%
6ヶ月	2.10%
1年	1.97%
3年	0.96%
5年	3.51%
設定来	23.97%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	12/10/22	13/4/22	13/10/21	14/4/21	14/10/20	設定来累計
分配金	40円	40円	40円	40円	40円	2,656円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	通貨	銘柄	償還日	種別	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	EUR	ドイツ国債	2027/07/04	国債	AAA/Aaa	6.500%	14.0%
2	USD	アメリカ国債	2025/02/15	国債	AA+/Aaa	7.625%	13.7%
3	USD	アメリカ国債	2020/08/15	国債	AA+/Aaa	8.750%	13.0%
4	EUR	ドイツ国債	2016/06/20	国債	AAA/Aaa	6.000%	10.9%
5	USD	アメリカ国債	2017/05/15	国債	AA+/Aaa	8.750%	10.5%
6	EUR	ドイツ国債	2024/01/04	国債	AAA/Aaa	6.250%	5.6%
7	GBP	イギリス国債	2017/08/25	国債	AAA/Aa1	8.750%	4.9%
8	GBP	イギリス国債	2042/12/07	国債	AAA/Aa1	4.500%	4.5%
9	USD	アメリカ国債	2021/11/15	国債	AA+/Aaa	8.000%	2.2%

ポートフォリオ情報*

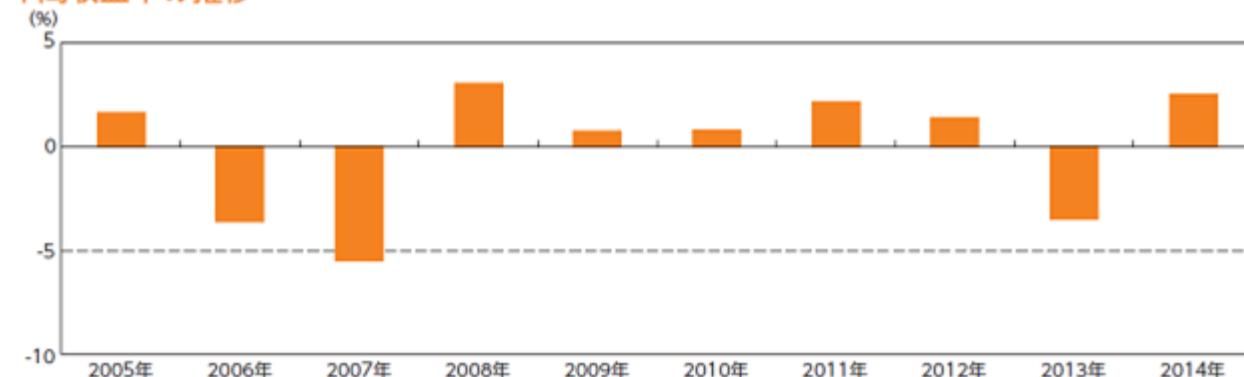
加重平均クーポン	5.83%
平均格付	AAA

*マザーファンドに基づくデータです。

(注)上記格付は、スタンダード&プアーズ(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAIは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間收益率の推移



- 本ファンドの收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

- 2014年は1月から10月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、ロンドンまたはニューヨークの休業日においてもこれを受付けるものとします。

* 2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

(4) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

* 1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

* 2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。
- ### 3 【資産管理等の概要】
- (1) 【資産の評価】
- 本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
 電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
 ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp
- また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。年2回（4月および10月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書）を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。
- 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
- 委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。
- (2) 【保管】
 該当事項はありません。
- (3) 【信託期間】
 本ファンドの信託期間は1997年5月1日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年4月21日から10月20日までおよび10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1997年5月1日から1997年10月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b . 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c . 反対者の買取請求権

上記a . に規定する信託契約の解約または上記b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a . または上記b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d . 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（G S A M ニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g . 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g . において同じ。）から、売買

代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

h . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

i . 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金（解約）手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間(2014年4月22日から2014年10月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ガリレオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第34期 (2014年4月21日現在)	第35期 (2014年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	9,388,705,087	9,187,385,934
未収入金	5,903,544	5,132,656
流動資産合計	9,394,608,631	9,192,518,590
資産合計	9,394,608,631	9,192,518,590
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,510,373	38,079,421
未払解約金	5,903,544	5,132,656
未払受託者報酬	5,106,917	4,963,737
未払委託者報酬	71,496,811	69,492,322
その他未払費用	1,454,130	1,682,990
流動負債合計	123,471,775	119,351,126
負債合計	123,471,775	119,351,126
純資産の部		
元本等		
元本	9,877,593,413	9,519,855,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	606,456,557	446,687,853
(分配準備積立金)	2,724,785,177	2,717,173,662
元本等合計	9,271,136,856	9,073,167,464
純資産合計	9,271,136,856	9,073,167,464
負債純資産合計	9,394,608,631	9,192,518,590

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第34期 自 2013年10月22日 至 2014年4月21日	第35期 自 2014年4月22日 至 2014年10月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	113,760,832	255,946,527
営業収益合計	113,760,832	255,946,527
営業費用		
受託者報酬	5,106,917	4,963,737
委託者報酬	71,496,811	69,492,322
その他費用	1,454,130	1,682,990
営業費用合計	78,057,858	76,139,049
営業利益又は営業損失()	35,702,974	179,807,478
経常利益又は経常損失()	35,702,974	179,807,478
当期純利益又は当期純損失()	35,702,974	179,807,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	700,865	4,007,032
期首剰余金又は期首次損金()	647,804,567	606,456,557
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,864,763	24,807,523
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,864,763	24,807,523
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,008,489	2,759,844
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,008,489	2,759,844
分配金	39,510,373	38,079,421
期末剰余金又は期末欠損金()	606,456,557	446,687,853

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第34期 自 2013年10月22日 至 2014年4月21日	第35期 自 2014年4月22日 至 2014年10月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2013年10月20日が休業日のため、当計算期間期首は2013年10月22日としてあります。また、2014年4月20日が休業日のため、当計算期間末日は2014年4月21日としてあります。	計算期間の取扱い 2014年4月20日が休業日のため、当計算期間期首は2014年4月22日としてあります。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第34期 (2014年4月21日現在)	第35期 (2014年10月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	10,629,657,521円	9,877,593,413円
期中追加設定元本額	49,749,697円	46,338,667円
期中一部解約元本額	801,813,805円	404,076,763円
2. 受益権の総数	9,877,593,413口	9,519,855,317口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は606,456,557円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は446,687,853円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第34期 自 2013年10月22日 至 2014年4月21日	第35期 自 2014年4月22日 至 2014年10月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	118,565,844円	141,459,712円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	242,446,863円	246,135,113円
分配準備積立金額	2,645,729,706円	2,613,793,371円
本ファンドの分配対象収益額	3,006,742,413円	3,001,388,196円
本ファンドの期末残存口数	9,877,593,413口	9,519,855,317口
1口当たり収益分配対象額	0.30440円	0.315276円
1口当たり分配金額	0.0040円	0.0040円
収益分配金金額	39,510,373円	38,079,421円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第34期 自 2013年10月22日 至 2014年4月21日	第35期 自 2014年4月22日 至 2014年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第34期 自 2013年10月22日 至 2014年 4月21日	第35期 自 2014年 4月22日 至 2014年10月20日
1 . 貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第34期 (2014年 4月21日現在)	第35期 (2014年10月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	110,372,116	251,860,442
合計	110,372,116	251,860,442

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第34期 (2014年4月21日現在)	第35期 (2014年10月20日現在)
1口当たり純資産額	0.9386円	0.9531円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	6,734,632,704	9,187,385,934	
	合計		6,734,632,704	9,187,385,934	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ガリレオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2014年4月21日現在)	(2014年10月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		733,051,412	805
コール・ローン		1,217,369,155	2,509,785,675
国債証券		9,663,010,364	9,210,277,891
派生商品評価勘定		160,838,718	117,825,516
未収利息		218,125,547	152,661,009
前払金		2,046	-
前払費用		3,885,469	-
差入委託証拠金		91,750,674	125,694,593
流動資産合計		12,088,033,385	12,116,245,489
資産合計		12,088,033,385	12,116,245,489
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		103,738,093	281,551,845
前受金		543,120	566,930
未払解約金		7,185,696	6,328,723
流動負債合計		111,466,909	288,447,498
負債合計		111,466,909	288,447,498
純資産の部			
元本等			
元本		9,025,399,148	8,670,442,813
剰余金		2,951,167,328	3,157,355,178
期末剰余金又は期末欠損金()		11,976,566,476	11,827,797,991
元本等合計		11,976,566,476	11,827,797,991
純資産合計		12,088,033,385	12,116,245,489
負債純資産合計			

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2013年10月22日 至 2014年4月21日	自 2014年4月22日 至 2014年10月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>国債証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2014年 4月21日現在)	(2014年10月20日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	9,675,035,082円	9,025,399,148円
期中追加設定元本額	134,255,252円	154,897,303円
期中一部解約元本額	783,891,186円	509,853,638円
期末元本額	9,025,399,148円	8,670,442,813円
元本の内訳		
DC ガリレオ	1,950,263,438円	1,935,810,109円
ガリレオ	7,075,135,710円	6,734,632,704円
2 . 受益権の総数	9,025,399,148口	8,670,442,813口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 至 2013年10月22日 2014年4月21日	自 至 2014年4月22日 2014年10月20日
1 . 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2013年10月22日 至 2014年4月21日	自 2014年4月22日 至 2014年10月20日
1 . 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2 . 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	同左	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2014年4月21日現在)	(2014年10月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	116,378,884	152,003,648
合計	116,378,884	152,003,648

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2014年4月21日現在)				(2014年10月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	4,351,946,932	-	4,389,822,276	37,875,344	4,362,009,174	-	4,376,563,676	14,554,502
	売建	3,062,905,004	-	3,074,765,915	11,860,911	2,856,579,576	-	2,899,295,602	42,716,026
合計		7,414,851,936	-	7,464,588,191	26,014,433	7,218,588,750	-	7,275,859,278	28,161,524

(2) 通貨関連

区分	種類	(2014年4月21日現在)				(2014年10月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	-	-	-	-	1,971,097,706	-	1,947,860,010	23,237,696
	カナダドル	1,532,957,926	-	1,533,840,000	882,074	889,976,558	-	872,160,000	17,816,558
	ユーロ	89,371,875	-	88,550,000	821,875	525,844,460	-	522,473,120	3,371,340
	英ポンド	2,248,337,093	-	2,249,623,750	1,286,657	764,799,921	-	759,063,690	5,736,231
	イスラエル	735,303,750	-	726,312,500	8,991,250	668,864,050	-	664,932,500	3,931,550
	スウェーデンクローナ	-	-	-	-	1,442,569,200	-	1,430,400,000	12,169,200
	ノルウェークローネ	653,128,920	-	649,040,000	4,088,920	658,000,560	-	653,200,000	4,800,560
	オーストラリアドル	1,799,898,370	-	1,849,984,000	50,085,630	2,416,825,940	-	2,339,000,000	77,825,940
	ニュージーランドドル	1,609,955,200	-	1,621,710,000	11,754,800	1,086,545,350	-	1,073,531,000	13,014,350
	売建								
	米ドル	5,732,968,600	-	5,725,638,000	7,330,600	5,173,094,460	-	5,218,709,880	45,615,420
	カナダドル	1,784,568,074	-	1,794,128,000	9,559,926	226,363,440	-	227,520,000	1,156,560
	ユーロ	4,840,125,652	-	4,810,036,000	30,089,652	5,736,645,333	-	5,729,988,940	6,656,393
	英ポンド	2,729,532,540	-	2,753,367,250	23,834,710	1,289,363,425	-	1,300,563,000	11,199,575
	イスラエル	1,360,984,900	-	1,350,941,250	10,043,650	653,012,732	-	650,785,000	2,227,732
	スウェーデンクローナ	372,547,200	-	372,720,000	172,800	2,558,509,200	-	2,562,800,000	4,290,800
	ノルウェークローネ	307,657,800	-	307,440,000	217,800	269,365,000	-	261,280,000	8,085,000
	オーストラリアドル	1,111,152,000	-	1,144,320,000	33,168,000	2,636,791,800	-	2,582,256,000	54,535,800
	ニュージーランドドル	8,798,810	-	8,766,000	32,810	1,335,764,050	-	1,318,668,000	17,096,050
合計		26,917,288,710	-	26,986,416,750	31,086,192	30,303,433,185	-	30,115,191,140	135,564,805

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によってあります。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2014年4月21日現在)	(2014年10月20日現在)
1口当たり純資産額	1,3270円	1,3642円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 7.625%	9,869,000.00	14,828,764.34		
		US TREASURY N/B 8.75%	9,404,000.00	11,354,295.37		
		US TREASURY N/B 8.75%	10,055,000.00	14,050,957.24		
		US TREASURY N/B 8%	1,676,000.00	2,363,428.26		
				42,597,445.21 (4,564,316,254)		
小計		DEUTSCHLAND REP 6.25%	3,166,000.00	4,735,987.89		
		DEUTSCHLAND REP 6.5%	7,262,000.00	11,925,366.13		
		DEUTSCHLAND REP 6%	8,473,000.00	9,326,739.14		
				25,988,093.16 (3,551,272,930)		
ユーロ	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,328,000.00	3,055,616.51		
		UK TREASURY 8.75%	2,700,000.00	3,292,244.94		
				6,347,861.45 (1,094,688,707)		
小計				9,210,277,891 (9,210,277,891)		
		合計				

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 4銘柄	100.0%	49.6%
ユーロ	国債証券 3銘柄	100.0%	38.6%
英ポンド	国債証券 2銘柄	100.0%	11.9%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2014年10月31日現在)

資産総額	9,089,778,245円
負債総額	9,614,349円
純資産総額(-)	9,080,163,896円
発行済口数	9,520,729,638口

1 口当たり純資産額(/) 0.9537円

参考情報

<ガリレオ・マザーファンド>

(2014年10月31日現在)

資産総額	12,103,887,062円
負債総額	378,744,094円
純資産総額(-)	11,725,142,968円
発行済口数	8,584,515,934口

1 口当たり純資産額(/) 1.3658円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額：金4億9,000万円

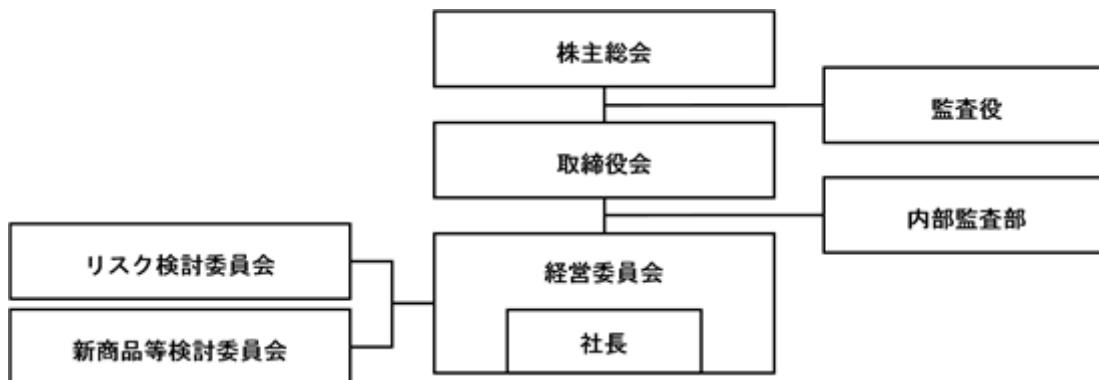
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーション・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限行使ができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告収集、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2014年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	103	1,523,723,684,172
合計	103	1,523,723,684,172

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動資産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金・預金			3,799,436			6,190,481	
有価証券			10,197,717			15,497,189	
支払委託金			51			38	
収益分配金		51			38		
未収委託者報酬			1,349,584			1,629,300	
未収運用受託報酬			1,052,020			1,149,245	
未収収益			250,263			90,505	
立替金			58,689			2	
預け金			-			2,290	
繰延税金資産			655,118			810,563	
流動資産計			17,362,882	78.5		25,369,618	88.8
固定資産							
投資その他の資産			4,744,062			3,209,508	
投資有価証券		3,515,336			1,515,755		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,218,726			1,683,753		
固定資産計			4,744,062	21.5		3,209,508	11.2
資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動負債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			296			265	
未払金			533,934			539,515	
未払収益分配金		177			203		
未払償還金		72			72		
未払手数料		533,685			539,240		
未払費用			2,373,586			3,077,924	
未払法人税等			678,381			2,327,419	
未払消費税等			99,850			154,504	
流動負債計			3,686,048	16.7		6,099,629	21.3
固定負債							
長期未払費用			3,835,760			5,436,742	
役員退職慰労引当金			222,911			174,176	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,059,322	18.4		5,611,569	19.6
負債合計			7,745,371	35.0		11,711,198	41.0

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,224,106			15,752,528	
その他利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
繰越利益剰余金							
株主資本合計			14,104,106	63.8		16,632,528	58.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		257,467			235,400		
評価・換算差額等合計			257,467	1.2		235,400	0.8
純資産合計			14,361,574	65.0		16,867,928	59.0
負債・純資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

(2)【損益計算書】

期別			第18期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日			第19期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	* 2	千円	千円	%	千円	千円
		委託者報酬		10,394,695			13,635,195	
		運用受託報酬		5,903,536			9,656,904	
		その他営業収益		5,346,245			6,207,085	
		営業収益計		21,644,477	100.0		29,499,185	100.0
		営業費用						
		支払手数料		4,828,407			6,962,756	
		広告宣伝費		356,368			144,681	
		調査費		4,843,198			5,933,889	
		委託調査費		4,843,198		5,933,889		
		委託計算費		187,048			223,678	
		営業雑経費		412,224			461,100	
		通信費		254,451		255,040		
		印刷費		128,462		177,694		
		協会費		29,310		28,365		
		営業費用計		10,627,248	49.1		13,726,106	46.5
		一般管理費	* 1	6,758,363			7,256,790	
		給料						
		役員報酬		178,109		206,318		
		給料・手当		2,621,391		2,653,784		
		賞与		1,291,499		1,204,783		
		株式従業員報酬		807,717		1,588,176		
		その他の報酬		1,859,646		1,603,726		
		交際費		38,921			51,545	
		寄付金		19,338			21,662	
		旅費交通費		167,344			180,749	
		租税公課		49,118			132,233	
		不動産賃借料		482,119			563,642	
		退職給付費用		843,772			1,238,747	
		事務委託費		457,831			381,217	
		諸経費		1,084,126			1,348,001	
		一般管理費計		9,900,937	45.7		11,174,589	37.9
営業利益				1,116,291	5.2		4,598,489	15.6

期別			第18期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日			第19期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日			
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益		68,834			104,727		
		収益分配金		16,255			17,522		
		受取利息		-			320,553		
		投資有価証券売却益		14,373			-		
		為替差益		52			1,661		
		雑益		99,515	0.5		444,464	1.5	
		営業外収益計		26			-		
		営業外費用		257,196			292,295		
		支払利息		-			40,483		
		株式従業員報酬		-			491		
		為替差損		257,223	1.2		333,269	1.1	
		投資有価証券売却損							
		営業外費用計							
経常利益				958,583	4.4		4,709,683	16.0	
税引前当期純利益				958,583	4.4		4,709,683	16.0	
法人税、住民税及び事業税				1,030,076	4.8		2,774,220	9.4	
法人税等調整額				373,921	1.7		592,957	2.0	
当期純利益				302,428	1.4		2,528,421	8.6	

(3)【株主資本等変動計算書】

第18期
(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金		評価・換算差額等合計				
	資本準備金	資本剰余金合計									
平成24年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085		
事業年度中の変動額											
当期純利益				302,428	302,428	302,428			302,428		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							205,061	205,061	205,061		
事業年度中の変動額合計	-	-	-	302,428	302,428	302,428	205,061	205,061	507,489		
平成25年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574		

第19期
(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金		評価・換算差額等合計				
	資本準備金	資本剰余金合計									
平成25年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574		
事業年度中の変動額											
当期純利益				2,528,421	2,528,421	2,528,421			2,528,421		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							22,067	22,067	22,067		
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,528,421	2,528,421	2,528,421	22,067	22,067	2,506,354		
平成26年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928		

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>
2 . 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金</p> <p>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グル ープ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストッ ク・オプション等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第11号「ス トック・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、 ザ・ゴールドマン・サックス・グル ープ・インクおよびゴールドマン・サッ クス・ジャパン・ホールディングス有 限会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成25年3月31日現在)	第19期 (平成26年3月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	* 1 株式従業員報酬 同左
* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るもののが次のとおり含まれております。	* 2 関係会社項目 同左
営業収益 その他営業収益 5,294,986千円 営業費用 委託調査費 4,843,198千円	営業収益 その他営業収益 6,098,382千円 営業費用 委託調査費 5,933,889千円

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項 はありません。	同左

(金融商品関係)

第18期
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,799,436	3,799,436	-
有価証券			
その他有価証券	10,197,717	10,197,717	-
未収委託者報酬	1,349,584	1,349,584	-
未収運用受託報酬	1,052,020	1,052,020	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	3,515,336	3,515,336	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,799,436	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	10,200,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,349,584	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,052,020	-	-	-	-	-

第19期
(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えてあり、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第19期
(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,190,481	6,190,481	-
有価証券			
その他有価証券	15,497,189	15,497,189	-
未収委託者報酬	1,629,300	1,629,300	-
未収運用受託報酬	1,149,245	1,149,245	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	1,515,755	1,515,755	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,190,481	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	15,500,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,629,300	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,149,245	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)					第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,100,000	3,515,336	415,336	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,140,000	1,505,843	365,843
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	10,197,717	10,197,717	-	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	10,000	9,912	88
					コマーシャル・ペーパー	15,497,189	15,497,189		-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券		
売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,900,000	-	-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券		
売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,610,062	320,553	491

(デリバティブ取引関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。		同左	

(退職給付関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用していません。		1. 採用している退職給付制度の概要 同左	
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。		2. 退職給付費用に関する事項 同左	

(税効果会計関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 592,366千円	未払費用 634,857千円
未払事業税 54,579	未払事業税 165,496
その他 8,172	その他 10,209
小計 655,118	小計 810,563
繰延税金負債（流動負債）	繰延税金負債（流動負債）
小計 -	小計 -
繰延税金資産（流動資産）の純額	繰延税金資産（流動資産）の純額
655,118	810,563
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
長期未払費用 1,239,518	長期未払費用 1,702,486
役員退職慰労引当金 80,193	役員退職慰労引当金 70,593
その他 56,884	その他 41,028
小計 1,376,595	小計 1,814,108
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金負債（固定負債）
その他有価証券評価差額金 157,869	その他有価証券評価差額金 130,355
小計 157,869	小計 130,355
繰延税金資産（固定資産）の純額	繰延税金資産（固定資産）の純額
1,218,726千円	1,683,753千円
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 38.01 %	法定実効税率 38.01 %
(調整)	(調整)
賞与等永久に損金に算入されない項目 26.89 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 7.42 %
その他 3.55 %	その他 0.89 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 68.45 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.31 %

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<p>3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>	<p>3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)により開始され、平成26年4月1日に開始する事業年度まで適用される予定だった復興特別法人税が、平成25年4月1日から廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は45百万円減少し、法人税等調整額が53百万円増加しております。</p>
<p>4 . 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>	<p>4 . 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>

〔セグメント情報等〕

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	10,394,695	5,903,536	5,346,245	21,644,477

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,592,948	2,051,528	21,644,477

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	13,635,195	9,656,904	6,207,085	29,499,185

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
24,320,243	4,007,386	1,171,554	29,499,185

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第18期
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	293 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,294,986 4,843,198		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の人件費等の支払(注1)	2,408,126	有価証券 未払費用	10,197,717 309,903
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出向受入等役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金(注2) 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	6,694,581 230,495	未払費用 長期未払費用	1,335,190 3,706,199
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	579,001

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第19期
(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	276百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 委託調査費の支払(注1)	6,098,382 5,933,889		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業		業務委託役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の人件費等の支払(注1)	2,207,798	有価証券 未払費用	15,497,189 278,488
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出向受入等役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金(注2) 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	8,427,134 272,838	未払費用 長期未払費用	2,505,305 5,560,064
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	20,667百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	1,760,744
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	25百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬(注3)	3,329,598		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

(1 株当たり情報)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1 株当たり純資産額	2,243,995円98銭	1 株当たり純資産額	2,635,613円85銭
1 株当たり当期純利益金額	47,254円38銭	1 株当たり当期純利益金額	395,065円83銭
損益計算書上の当期純利益	302,428千円	損益計算書上の当期純利益	2,528,421千円
1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	302,428千円	1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,528,421千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		9,878,196	
有価証券		11,998,406	
支払委託金		51	
前払費用		2,594	
未収委託者報酬		1,778,887	
未収運用受託報酬		1,742,732	
未収収益		916,423	
繰延税金資産		1,176,557	
流動資産計		27,493,850	88.4
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		1,686,101	
長期差入保証金		10,000	
繰延税金資産		1,923,888	
投資その他の資産計		3,619,989	
固定資産計		3,619,989	11.6
資産合計		31,113,839	100.0

区分	注記 番号	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		347	
未払金		569,506	
未払費用		3,916,909	
未払法人税等		1,585,632	
未払消費税	* 1	236,540	
流動負債計		6,308,935	20.3
固定負債			
長期未払費用		6,798,036	
固定負債計		6,798,036	21.8
負債合計		13,106,972	42.1

区分	注記番号	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		16,839,904	
利益剰余金合計		16,839,904	
株主資本合計		17,719,904	57.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		286,962	
評価・換算差額等合計		286,962	
純資産合計		18,006,867	57.9
負債・純資産合計		31,113,839	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	第20期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
		金額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		6,999,852	
運用受託報酬		4,738,635	
その他営業収益		3,063,757	
営業収益計		14,802,245	100.0
営業費用及び一般管理費		12,572,441	84.9
営業利益		2,229,804	15.1
営業外収益	* 1	46,240	0.3
営業外費用	* 2	245,503	1.7
経常利益		2,030,541	13.7
税引前中間純利益		2,030,541	13.7
法人税、住民税及び事業税		1,577,847	10.7
法人税等調整額		634,682	4.3
中間純利益		1,087,376	7.3

重要な会計方針

項目	第20期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によってあります。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によってあります。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第20期中間会計期間末 (平成26年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第20期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
* 1 営業外収益のうち主要なもの	有価証券分配金	27,748千円
	受取利息	9,606千円
	為替差益	6,396千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬	245,364千円

（リース取引関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	9,878,196	9,878,196	-
有価証券			
その他有価証券	11,998,406	11,998,406	-
未収委託者報酬	1,778,887	1,778,887	-
未収運用受託報酬	1,742,732	1,742,732	-
投資有価証券			
その他有価証券	1,686,101	1,686,101	-

金融商品の時価の算定方法

投資有価証券以外の上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券につきましては、投資信託のため、直近の基準価額によっております。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成26年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,225,000	1,671,024	446,024
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託 コマーシャル・ペーパー	15,230 11,998,406	15,076 11,998,406	153 -

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	6,999,852	4,738,635	3,063,757	14,802,245

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
12,151,285	1,948,257	702,703	14,802,245

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第20期中間会計期間
 (自 平成26年 4月 1日
 至 平成26年 9月30日)

1 株当たり純資産額	2,813,573円00銭
1 株当たり中間純利益金額	169,902円56銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
(1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,087,376千円
1 株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,087,376千円
差 領	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第20期中間会計期間（自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2013年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A M ニューヨーク)	276.2百万米ドル (29,109百万円 1米ドル = 105.39円)	G S A M ニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2014年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2014年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	47,938百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱U F J 信託銀行株式会社	324,279百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社新生銀行 ^(注)	512,204百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社十八銀行 ^(注)	24,404百万円	

(注)新規のお申込みのお取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A M ニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3 【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A M ニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A M ニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することができます。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 金融商品取引業者登録番号
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することができます。

(3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を掲載することができます。

(4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載することができます。

(6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新することができます。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成26年4月22日から平成26年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成26年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するに年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。